

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年11月14日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉スクラム排出容器水位計点検において、水位計2台に不良(計器精度の逸脱)が認められたため、当該水位計点検・調整。	GIII	
2	1号機	起動変圧器1SB冷却ファン用電動機点検において、冷却ファン5台にファンカップリング内径とシャフト外径の嵌合寸法が管理値を外れていることが認められたため、当該ファン点検・修理。	GIII	
3	3号機	残留熱除去機器冷却海水ポンプ(B)出口逆止弁弁箱ドレン弁において、当該弁継手部より漏えい(非放射性水が1秒に1滴滴下)が認められたため、当該継手部点検・修理。 なお、系統水の水抜きにより漏えい停止。	GIII	
4	3号機	活性炭式希ガスホールドアップ装置建屋換気空調系排気ファン(B)において、カップリング側軸受排油口に詰まりが認められたため、当該排油口点検・修理。	対象外	H26.7.9再審議にてグレード変更 GIII→対象外